

令和2年2月

第1回臨時教育委員会会議

会 議 録

令和2年2月29日開催

会 議 録

開催日時	令和2年2月29日(土) 午前10時 開会 午前10時49分 閉会																																		
場 所	旭川市教育委員会 会議室																																		
出席者	教育長 及び委員	教育長 黒蕨 真一, <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣, 委員 近藤 美保 委員 山崎 與吉																																	
	事務局	説明員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校教育部長</td> <td style="width: 33%;">山川 俊巳</td> <td style="width: 33%;">社会教育部長</td> <td style="width: 33%;">大鷹 明</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長</td> <td>酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>岩崎 昌美</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>石原 伸広</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長</td> <td>佐藤 潤一</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設課長</td> <td>三浦 雅仁</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長</td> <td>佐々木 康成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹</td> <td>中瀬 恭子</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	学校教育部長	山川 俊巳	社会教育部長	大鷹 明	学校教育部次長	林上 敦裕	社会教育部次長	酒井 睦元	学校教育部次長	岩崎 昌美			学校教育部次長	石原 伸広			学校教育部次長	佐藤 潤一			学校施設課長	三浦 雅仁			教職員担当課長	佐々木 康成			学校保健課主幹	中瀬 恭子		
		学校教育部長	山川 俊巳	社会教育部長	大鷹 明																														
学校教育部次長	林上 敦裕	社会教育部次長	酒井 睦元																																
学校教育部次長	岩崎 昌美																																		
学校教育部次長	石原 伸広																																		
学校教育部次長	佐藤 潤一																																		
学校施設課長	三浦 雅仁																																		
教職員担当課長	佐々木 康成																																		
学校保健課主幹	中瀬 恭子																																		
事務局員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">教育政策課主幹</td> <td style="width: 33%;">水野 泰子</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>教育政策課 同</td> <td>上江 昌弘 星 由里夏</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	教育政策課主幹	水野 泰子			教育政策課 同	上江 昌弘 星 由里夏																												
教育政策課主幹	水野 泰子																																		
教育政策課 同	上江 昌弘 星 由里夏																																		
傍聴者	0人																																		
公開・非公開の別	一部非公開																																		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について ・議案第2号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について ・報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業(臨時代理)について 5 その他 6 閉会 																																		

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>本日は、滝山委員から欠席する旨の届出があり、本日の出席委員は4名ですが、在任委員の過半数に達しており、会議は成立いたしておりますので、ただいまから、令和2年2月第1回臨時教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、本田委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、令和元年9月定例教育委員会会議（令和元年9月2日開催）、令和元年10月定例教育委員会会議（令和元年10月17日開催）、令和元年11月定例教育委員会会議（令和元年11月25日開催）、令和元年12月定例教育委員会会議（令和元年12月23日開催）、令和2年1月定例教育委員会会議（令和2年1月24日開催）及び令和2年2月定例教育委員会会議（令和2年2月4日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和元年9月定例教育委員会会議、令和元年10月定例教育委員会会議、令和元年11月定例教育委員会会議、令和元年12月定例教育委員会会議、令和2年1月定例教育委員会会議及び令和2年2月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
教 育 長	<p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」及び議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p>
各 教 育 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」及び議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>
石原学校教育部長	<p>報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業（臨時代理）について」、報告願います。</p> <p>本件に関しましては、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間を令和2年2月27日木曜日から同年3月4日水曜日まで</p>

教 育 長	でとするものでございます。
各 委 員 長	報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	それでは、報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
各 委 員 長	異議ありません。
各 委 員 長	「異議なし。」と認め、報告第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
	《 そ の 他 》
教 育 長	他に、何かありますか。
各 委 員 長	ありません。
各 委 員 長	ありません。
	《 秘 密 会 》
教 育 長	ここからは、秘密会といたします。
石原学校教育部次長	議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」、説明願います。
	令和2年2月17日から28日までの会議等ではありますが、この期間における国、北海道の動き等も含めて御説明いたします。
	2月17日に道内で2例目の新型コロナウイルス感染症への感染者が確認されたことを受け、旭川市健康危機管理対策本部令和元年度第1回本部会議が開催され、昨日までに合計10回の本部会議が開催されております。
	学校教育部内においても、管理職をメンバーとする学校教育部危機管理対策会議を設置し、21日以降、本日までに合計13回会議を開催しているところです。
	翌22日には、市内における初の感染者が発生し、以降昨日までに4例の市内感染者が確認されております。
	2月24日には、道内で感染が拡大していることを受け、臨時の校長会議を開催し、予防対策の徹底、また、学校内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について通知し、翌25日には各学校での対策、御家庭での取組などについて、教育長、学校長の連名で文書を発出しています。
	翌26日には北海道知事、北海道教育委員会教育長から、道内の市町村に対し、全小中学校を2月27日から3月4日まで臨時休業とするよう要請があったところではありますが、このことに関する対応につきましては、教育委員会会議を開催するいとまがなかったことから、臨時代理により、要請どおり、市内全小中学校について2月27日から3月4日まで臨時休業としたところです。
	また、2月28日には、文部科学省の要請を受けて、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、3月2日以降、学年末の休業日前日まで臨時休校を行うよう要請があったところです。以上が、令和2年2月17日から2月28日までの全体的な動きの説明でございます。
	続きまして、臨時休業期間についてでございます。先ほどの要請を受けての本市の対応については、道内では感染者がさらに増加し、状況はより深刻さを増していること、何よりも子どもたちの健康、安全を守り、また本市における感染の流行を早期に終息させることが最優先であることなど

から、北海道教育委員会からの要請に基づき、臨時休業期間を3月25日まで延長としてまいりたいと考えております。

このことにより2月27日からの臨時休業期間は合計28日間、そのうち授業日は19日間となります。

次に、今回の措置に伴う学校行事等への影響でございます。

まず、公立高等学校入学者選抜学力検査についてであります。本年は3月4日、5日に行われる予定でありましたが、全日制については、学力検査のみ実施し、5日の面接は実施されないこととなり、定時制については、3月4日の面接は予定通り実施されます。

3月4日の学力検査において、発熱等の風邪の症状のある受験者は特別検査室で受験することができ、また、新型コロナウイルス感染症に感染したため、学力検査を受験できなかった者に対しては、3月25日又は3月26日に作文及び面接が実施されます。

続きまして、卒業式についてでございます。小中学校の卒業式につきましては、小学校が3月19日から24日まで、中学校が3月13日又は14日に行われますが、感染拡大防止のため、参加者の制限、祝辞の取りやめなどによる時間短縮など開催方法を工夫し、感染防止の措置を講じた上で実施することとしております。

教 育 長
近 藤 委 員

議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」、御意見、御質問等がありますか。

これについては私もすごく悩んでいて、本当に何がいいのか分かりかねている状況になっています。教育委員会の立場としては、子どもたちを最優先に考えると、休校が1番良いと皆さんお考えだとは思いますが、それに付随する問題の方が後々大きいのかなと思います。

やはり働く保護者、PTA連合会の方から、1週間の臨時休業が急に決まったのですごく混乱していて仕事が休めないとか、放課後児童クラブも休みになるのでどうしよう、という話は多く出てきていました。そうなってくると、この長い休みは、子どもたちの学校での感染確率が無くなるというのはもちろん1番大切なのですが、その後の生活が成り立たなくなることも問題です。ただそこは、教育委員会ではなくて、市長部局の方で考えることになると思います。

また、今回この長い休業期間を設けたとしても、このウイルスの潜伏期間はとても長いという特徴があるので、休みが明けてしばらく経った後にパンデミックが起こる可能性も考えられます。それは国の方でも専門家がいるので分かっていることだと思うのですが、政府としては何かやらなければならないということでこのような通知があったのだらうと思います。

また、現実に旭川では昨日、大型商業施設に子どもたちがあふれているという情報がありました。子どもがいる御家庭なら分かると思うのですが、保護者は一緒に仕事を休んでも、子どもを持って余して外に連れていく方がいます。また、休みがより長くなると祖父母に預けられる人は預ける。そうすると、祖父母はより子どもを持って余すので、より外に連れ出すというのが現状なので、果たして学校を休みにすることで何かを解決するのかと思うと少し疑問が残る気がします。ただ、休みにしないで、学校の中で感染したり、学校に通っている間に発症する子どもが出てくると困ると思います。

今回のコロナウイルスは、慢性疾患とか基礎疾患のあるお子さんには重篤な影響を及ぼすのですが、どちらかという高齢者の方が悪化しますので、子どもたちを隔離しても保護者が外で感染したら、それが子どもにうつって、預けられた祖父母にうつる可能性も考えられるので、休みにすることが良いのか悪いのか全く判断出来ない状況にあります。

本 田 委 員

まず、私どもには通知や報道の情報しかありませんので、具体的に旭川市内がどうなっているかといった情報を元にして話すことができない状況

にあります。前回の臨時休業については迅速で適切な判断だと評価しています。北海道知事の通知を見てもここ1、2週間が極めて重要な時期であると記載されていることから、3月4日までの休業については大いに賛同いたします。

ただ、今回さらに終了式前日まで休みにするというのは唐突すぎると思います。要するに、1、2週間が極めて重要な時期というならば、その期間の取組結果を見てというなら分かりますが、その検証がないこと、また、前回を含めると休業があまりにも長期に渡るということです。

それから学校現場で考えると、卒業式等の行事はもとより、前回の臨時休業の折には子どもたちに対する事前の指導があったものの、新年度体制をどう作るのかといったときに、教職員は勤務日ですから学級編制等はできますが、子どもたちに対する年度末の指導がないまま休業に入っていくと思いますので、混乱が出てくると考えられます。

終了式の前日までの休業を提案されていますが、休業期間を最大限で3月25日までとすると自由度が出てきて、休業を段階的にしたり登校日を設けたりすることが可能になります。北海道の通知には、登校日の取扱いについては別途通知すると書いてあるだけで具体性はないのですが、学校を管理する側からみれば、どこかで1日登校日があってもいいのではないかと思います。また、その中で、担任と子どもたちの関わりや学校の体制作りのためのゆとりを持っていただけると、さらに効果は上がるのではないかと思います。ただ、1日登校してそこで感染が確認される懸念もあります。

実際に、旭川市内の子どもたちあるいは保護者の状況すらも分からないという状態を踏まえた上で、新年度4月以降の学校運営を考えたときに段階的にとということも必要ではないかと思います。

これまでの3月4日までの臨時休業については最大限評価したいと思います。本当に迅速かつ影響の少ない形でできて良かったと思います。しかし、これから先のことについては今一度、方策を考えた上で市民の理解も得ながらであっても良いのではないのかと思います。国から要請があったからそうしたというだけでは、市民は納得しない状況が生まれてしまう可能性があると思われまます。子どもの命が最優先されることは分かりますが、近藤委員がおっしゃったように外から家庭へ持ち込まれることも社会が動いている以上起こり得ますし、折々の情報を頂かない限り、私の意見も正しいとは言いにくく、感想程度にしかかなり得ないと思ったところでございます。

山 崎 委 員

今、お話頂いた最大限3月25日までという話について、当初私にはそのような考えがなかったのですが、そういう考えも1つかと思います。子どもたちもきっと28日間も家にいられないかもしれませんが、市の判断として最大限3月35日までとすることは、良いことではないかと思います。具体的な情報がないので、状況に応じて対応を変えていくしかないでしょうし、国や道の行政機関の要請にある程度沿っていくということについては異論ありません。

教 育 長

御意見に関連して、臨時休業中の感染予防、生活指導、学習指導等の対応について、学校教育部から補足説明はありますか。

学校教育部長

当初、3月4日までの臨時休業ということで、この1週間に関わる学習や生活については、学校と協議をして臨時校長会議を行いながら対応しております。

学習についてはオンデマンドで子どもたちが勉強できるシステムがあるので、子どもたちがどんな勉強をしたのか学校で把握して個別対応したり、検温チェックを毎日していただいています。

御心配のように延長したことによってそのようなことが求められていて、早期に分かるように対応していくということについては、今、校長会でも

協議をしています。

札幌市は1週間延長して2週間という延長の目安も立てたのですが、私たちは、旭川で多くの人が感染しているということですので、他の市町村とは状況が違うということもあります。

最大限というお話で、ある程度学校の裁量や自由度を高めることは、方策としては有効だと学校側からみると考えられるのですが、一方ではっきり決めないと保護者が仕事を休めないということもあります。先ほど近藤委員からお話いただきましたが、私たちも切実だと思っています。

今、私たちが考えなければならないことは、子どもたちの感染拡大を防ぎつつ、社会の機能を維持するということであり、社会全体の問題ですから大変難しいだろうと思っています。

その中で、様々な立場の人の御意見があり、当然学校のことなので学校の意見もあるのですが、市として判断するときに、しっかりとしたバランスの中で判断していくことが必要だと思っています。国が25日までということで、一定程度、日程にくさびを入れたということ踏まえつつ、北海道教育委員会としては登校日の取扱いを別途通知するとありますので、そこは強く様々な要望をしながら、休業期間をはっきりと決めることは必要なのだろうと思います。

教 育 長 北海道全体としても発症者が多い地域であり、さらに本市の周辺においても感染者が確認されているということですので、本市は緊急性が高い地域だと考えております。

そこを踏まえると、札幌市のように短くするという判断には及ばないと思います。

北海道教育委員会から市町村に対して、卒業式や登校日についてのQ&Aといった運用上の指示も出てくると思いますので、そこは十分周知しながら進めたいと思います。

本部会議でもやはり社会的な問題の話も出てますし、教育委員会として学校を閉じることによる様々な影響については両副市長にも話をしています。この休業延長と合わせて子どもの居場所の問題や、放課後児童クラブがどのようになるのかをアナウンスせずに学校だけ閉じるとなると、市としては十分ではないということになります。

最大限という御意見もあったのですが、基本的にまずはこの期間ということをもとに決めて、それをもって対応していきたいと思ってることでありまして、なかなかこれを短くする判断ができるかということ、私たちも科学的知見を持ち得ていない中で、国や道の一定の要請に従っていくということ踏まえて、判断しなければならないと思います。

本 田 委 員 私が発言した最大限というのは、表記しなさいという意味ではありません。一度エンジンを止めて、これを動かすとするとまた大いに時間がかかって、結局それは子どもたちの負担に繋がると思います。各家庭との連絡を絶やさないとほしいということです。臨時休業することによって子どもと学校が切れてしまわないような取組を、旭川市教育委員会で目に見える形にすれば、保護者の理解も得られると思います。原則的には何も反対するものではない。しかし、運営とか運用とか動きはきちんと作っていかないとゼロにしてしまうわけにはいかないという思いで語ったと捉えてもらえればと思います。

近 藤 委 員 私も反対というわけではなくて、市長部局の方に、その後の関連する対応をすぐにとっていただくことを、市教委から要望としてあげることを前提として、賛成するということになります。

教 育 長 本当に課題が多く、またこれから対応すべき点もあると思います。本日、関係課長が出席していますので、御意見を踏まえてそれぞれの立場で対応していきます。

他に御意見、御質問等がありますか。

各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業の延長について」は、原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」、説明願います。</p>
酒井社会教育部次長			<p>市の対策本部等の情報を参考にしながら、社会教育部としての社会教育施設の考え方を整理した結果、不特定多数の市民等が自由に出入り可能であり、閉館にすることにより一定の感染拡大の防止が期待できる施設について閉館することといたしました。</p> <p>対象施設ですが、井上靖記念館、文学資料館、彫刻美術館、これはステーションギャラリーを含みます。それから市内の全図書館、これは分室を含みます。それから科学館、博物館の以上6施設であります。</p> <p>閉館期間につきましては、令和2年3月3日火曜日から3月16日月曜日までの2週間といたしまして、その後につきましては状況を見ながら判断をすることといたします。なお、それ以外の社会教育施設であります、市民ギャラリー、市民文化会館、公会堂、大雪クリスタルホール、市内の全公民館につきましては、貸館業務の有する施設でありますので、貸館でのイベントの実施ということはいくまで主催者側の判断に委ねることになりますことから、現段階におきましては、通常どおり開館いたします。ただし、主催者には政府発出のメッセージ等を伝え、その趣旨について理解を求めいきたいと考えております。</p> <p>また、これらの施設についても今後の状況を注視いたしまして、必要に応じた対応をしていきたいと考えております。</p> <p>なお、補足ですが北海道教育委員会におきましても、北海道立図書館、北海道立近代美術館ですとか、旭川、函館の道立美術館、それから北方民族博物館、開拓の村といった北海道が所管する博物館、文学館、それから青少年体験活動支援施設であります、ネイパル砂川、深川、森、北見、足寄、厚岸、これらの施設については2月22日土曜日から3月16日月曜日まで閉館するというところで通知を受けているところでございます。</p>
教 育	長		<p>議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」、御意見、御質問等はありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 教	委 育	員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設の考え方について」は、原案どおり決定します。</p>
《 そ の 他 》			
教 育	長		<p>他に、何かありますか。</p>
山 崎	委 員		<p>議案第1号に関連して、臨時休業期間後に春休みがあると思いますが、学校が実質いつから始まるか教えてください。</p>
石原学校教育部次長			<p>4月7日の入学式となります。</p>
山 崎	委 員		<p>28日間の臨時休業期間に加え、何日間休みが増えるのでしょうか。</p>
石原学校教育部次長			<p>12日間です。</p>
教 育	長		<p>学校の1番大事な節目の時期、子どもたちにとっての1年間の仕上げの時期ですし、学校運営については教職員が異動で引き継ぎを行う1番大事</p>

近藤委員 教育長	な1か月間がこの状態だというのは、大変危惧する状況であり、支障が出ないように学校としっかりと情報交換していきたいと思います。
	臨時休業期間は先生方は通常どおり業務をしているのですか。
	そうです。生活指導，学習指導，健康把握を含めてそれぞれ児童生徒に関わっていただいています。
近藤委員	感染症の感染拡大防止について、私は生化学が専門なのですが、結構な人は確実に感染しているのではないかと思います。ただ発症するかしないかの問題なので、子どもたちに、早寝早起き，きちんと食事をしてしっかり休む，という基本を周知してください。人間の身体は自分で闘う力があるので、そこをしっかりとすると，発症を防ぐことができます。
本田委員	ただ、感染していることを知らずに人にうつすことはたくさんあるので、臨時休業，春休み後も終息せずにまた山が来ると，入学式や新学期に向けて新たな策を取らなければならない事態になる可能性はあるのかと思います。
	インフルエンザの罹患と複合的な話になりかねないので，やはりそのあたりの情報も踏まえていただく必要もあります。何より，事務局の皆さんが罹患しないように気を付けてください。
教各事教	他に、何かありますか。
育委員	ありません。
局長	ありません。
局長	それでは、以上で令和2年2月第1回臨時教育委員会会議を終了いたします。
	《 閉 会 》